

募集しています！

～ 修繕工事対応指定給水装置工事事業者 ～

さいたま市水道局では、修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録制度を導入しています。

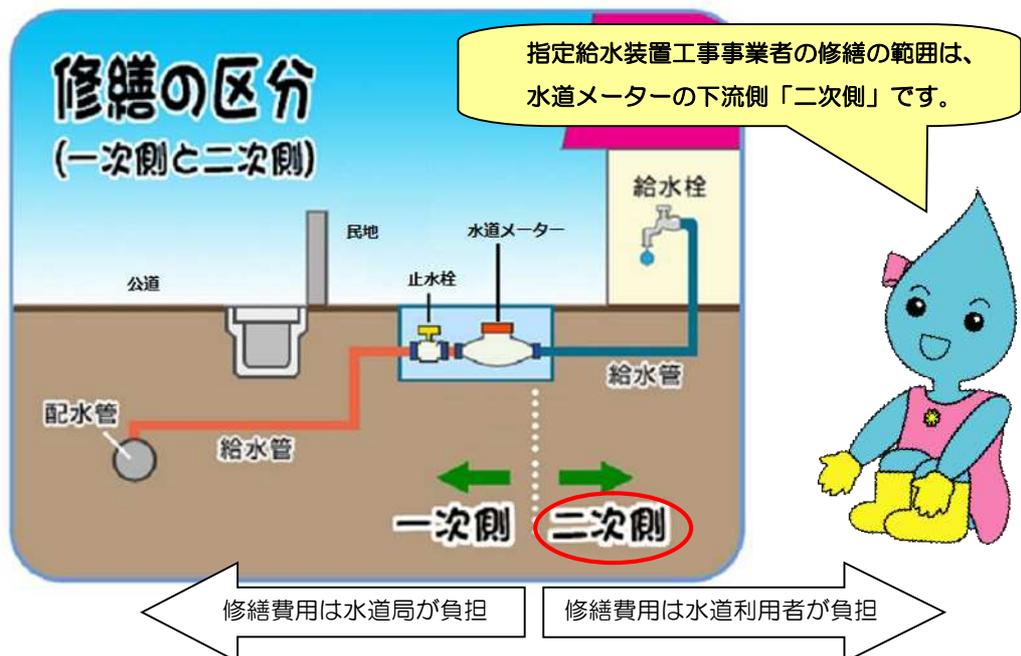


平成22年8月1日より、宅地内水道メーター下流域（二次側）の修繕に関するお客さまの問合せに対して、修繕工事対応指定給水装置工事事業者として登録している指定給水装置工事事業者を優先的に紹介する制度を導入しています。

修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録情報として水道局ホームページに「修繕工事対応指定給水装置工事事業者」の一覧表を公開します。

● 修繕の範囲

対象とする工事は、原則として宅地内水道メーター下流側（以下「二次側」という。）とします。ただし、共同住宅等については、宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓から下流側とします。



● 目 的

一定の要件を満たした指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）を修繕工事対応指定給水装置工事事業者（以下「修繕対応事業者」という。）として登録し、水道利用者に対して、二次側における給水装置の漏水等の修繕工事（以下「修繕工事」という。）に関する情報を提供します。

【登録した指定工事事業者の情報提供】

登録を決定した指定工事事業者は、「さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者リスト」（以下「登録リスト」という。）に掲載し、水道局ホームページで公表します。

【情報提供】 水道法第24条の2・同施行規則第17条の5

※水道利用者から「漏水の修繕を頼みたいので、業者を教えてください。」というお問い合わせに対しては、基本的にこの制度に登録している修繕対応事業者を複数紹介します。

⇒水道局電話受付センターでは、どの指定工事事業者が修繕工事に対応できるか判断できません。この制度を導入することで、修繕工事を行える「修繕対応事業者」を紹介することができます。

● 登録の要件

●登録に必要な要件 【さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱第7条・13条】

※さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録に係る要綱（以下「登録要綱」という。）

登録を希望する指定工事事業者のうち、次の要件をすべて満たした指定工事事業者が登録リストに記載されます。

- (1) 水道利用者からの修繕工事依頼に対して、応募の申請内容のとおり、迅速丁寧にかつ誠実に修繕工事への対応ができること。
- (2) 水道利用者からの修繕工事依頼に対して、対応できる行政区（複数可）を明確にできること。
- (3) 水道利用者からの修繕に係る受付、修繕工事、苦情相談に対応できる業務時間、休業日が明確に示せること。
- (4) 前号(3)の対応時間以外の緊急連絡先が明確に示せること。
- (5) 水道局に対して、水道利用者との修繕工事契約の内容を確実かつ誠実に履行することを誓約できること。
- (6) 過去3年以内に特定商取引に関する法律及び消費生活条例等において行政指導または行政処分を受けていないこと。
- (7) 「さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱」第3条による報告を受けてから2年以上を経過していること。また、処分基準による「取消し」を受けたことがないこと。

- (8) 過去3年以内に、さいたま市水道局指定給水装置工事業者研修会修了証又は公益社団法人日本水道協会埼玉県支部主催による指定給水装置工事業者研修会受講証明書の発行を受けたもの。
- (9) 登録の抹消をしてから、6か月を経過していること。

● 修繕工事の費用

【登録要綱第4条】

修繕工事に係る費用は、修繕工事を依頼した水道利用者と修繕対応事業者との間で決定してください。

● 修繕対応事業者の責務

【登録要綱第14条】

修繕対応事業者は以下に掲げる内容を責務とし、水道利用者に対して誠実な対応をしてください。

【修繕対応事業者の責務】

- 修繕工事の内容ごとの標準的な価格例を明示しなければならない。
(標準的な料金表の提出は任意です。)
- 修繕工事依頼があった場合は、掘削調査費用、施工方法、使用材料、施工時間など 十分な説明をしなければならない。
- 見積書を作成し、内容を説明する。
- 行った修繕工事に対して、苦情があった場合は責任を持って対応しなければならない。

● 修繕工事の施行

【登録要綱第15条】

修繕対応事業者は、修繕工事の施行にあたり、水道法、さいたま市給水条例、さいたま市水道局指定給水装置工事業者規程等、関連法令を遵守し適正に施行しなければなりません。

● 報告書の提出

【登録要綱第16条】

修繕対応事業者は、水道局からの指示により当該修繕工事に関する報告を求められた場合、指定された期日までに書面により報告しなければなりません。

⇒苦情が水道局に入った場合、水道局は事実を確認し、状況に応じて報告を求めることがあります。

登録の申込み方法等

1 提出書類

登録を希望する事業者は、登録要綱第5条に規定する以下の書類を水道局給水装置課（以下「給水装置課」という。）に提出し、審査を受けます。

※登録申請書・登録票は、さいたま市水道局ホームページからダウンロードしてください。
給水装置課でも配布しています。
記入例を参考にしてください。

【登録の申込みに必要な書類】

※登録申請書・登録票は、給水装置課窓口^①に持参してください。郵送では受け付けません。

- ① 登録申請書・登録票（様式第1号）
- ② 研修会修了証又は研修会受講証明書の写し
- ③ 標準的な修繕料金表（任意）

2 登録の通知

給水装置課は、登録の応募を受けてから、内容の審査、必要であれば指定工事事業者から事情を聴取します。

審査の上、問題がなければ修繕対応事業者として登録し、登録通知書（様式第2号）を交付します。

登録の申込みは随時とし、登録が決定した日の翌月の最初の営業日を登録日とします。

なお、水道局ホームページには登録日以降に掲載します。

【登録の流れ】

書類の提出 ⇒ 審査 ⇒ 登録の決定 ⇒ 登録 ⇒ ホームページ掲載
(随時) (書類・内容の確認) (翌月最初の営業日) (翌月最初の営業日以降)

例) 10/13 ⇒ 審査及び登録の決定 10月中 ⇒ 登録 11/1付 ⇒ ホームページ掲載 11/1以降

※登録通知書は、お手数ですが給水装置課まで取りに来てください。

3 登録事項の変更

【登録要綱第8条】

登録申請書及び登録票に記載した事項に変更が生じた場合は、変更の届出をしなければなりません。

【登録内容の変更事項】

登録申請書及び登録票に記載された事項（2週間以内） 【登録要綱第8条】
⇒ さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録内容変更届出書
（例）対応できる行政区、業務時間、休業日 等

上記の事項のうち、登記簿謄本（住民票）に記載された事項（30日以内）
【さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程第8条】
⇒ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届
（例）氏名及び名称、住所 等

4 登録の辞退

【登録要綱第9条】

- (1) 登録を辞退する場合は、登録要綱第9条第1項に定める「さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者登録辞退届出書」（様式第5号）を提出し、登録通知書を返納してください。
- (2) 指定給水装置工事の事業を廃止する届出を行った場合は、修繕工事対応指定給水装置工事事業者の登録を辞退したものとみなしますので、登録通知書を返納してください。

5 抹消

【登録要綱第11条】

登録を抹消した場合、水道局は速やかに登録要綱第11条第3項に定める「さいたま市水道局修繕工事対応指定給水装置工事事業者抹消通知書」（様式第6号）を修繕対応事業者へ交付し、登録リストから削除します。

以下のような場合、水道局は事実確認を行ったうえで登録を抹消することがあります。

- 修繕対応事業者が、登録要綱第7条の要件を満たさなくなったとき。
- 登録要綱第14条の修繕対応事業者の責務に違反し、登録リストに記載するにあたってふさわしくない事実が判明したとき。
- さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱にある違反行為等調査兼報告書が出されたとき。

6 再登録

【登録要綱第13条】

登録を抹消した日から6か月を経過し、抹消した理由が解消されたことが確認された場合は、再度登録の申込みができます。

再登録の方法については、新規の申込みと同様です。

【Q & A】

Q1 標準的な料金表は必ず必要ですか？何のために提出するのですか？

A1) 任意の提出になります。料金表があって、提出しても支障がない場合は提出してください。
問い合わせがあった場合の目安です。

Q2 研修会の修了証・受講証明書が見つかりません。再発行できますか？

A2) 再発行はできません。研修会に出席している事実が確認できれば、添付を省略することができます。詳しくは給水装置課にお問い合わせください。

Q3 夏季休暇や年末年始は、その年によって違うのですがどう書けばよいですか？

A3) 提出時点で決まっている日にちをお書きください。予定で結構です。

Q4 対応できる行政区が、市内全域なのですが、全部の区名を書くのですか？

A4) 「市内全域」と書いてください。

Q5 修繕班は3班あるのですが、全ての班に主任技術者が必要ですか？

A5) 修繕工事全体の責任者として1名いれば、各班にいなくてもかまいません。

Q6 登録の応募は、郵送でもいいですか？

A6) 郵送では受け付けません。お手数ですが、給水装置課窓口までご持参ください。

Q7 登録をしないと、紹介してもらえないのですか？

A7) 水道局電話受付センターでは、どの指定工事事業者が修繕工事に対応できる判断できません。この制度を導入することで、修繕工事を行える事業者を紹介することができます。
水道利用者からの問い合わせには、登録リストから複数紹介することになります。

Q8 水が漏れていて、急いで修繕しなければならない場合、見積書を作っていると時間もかかるし、費用がかかる場合もありますが・・・

A8) 見積書は必ず作成するか、工事をする前に工事内容や施工時間、費用等を十分に水道利用者に説明してください。
見積書を作成する際に、作成費用がかかる場合は、必ずその旨を説明してください。
工事完了後に請求書を見て、「高すぎる。」と言ってくるトラブルが増えています。
トラブルを防ぐために、できる限り見積書を作成するようにしてください。
見積書(金額)を見て、修繕を依頼するかどうかを決めるのは「水道利用者」です。

Q9 修繕工事の依頼を断ったり、苦情が入ると指定を取り消されますか？

A9) 指定工事事業者の指定は取り消されません。

修繕対応事業者の登録要件を満たさなくなった場合や、責務に違反したり、登録リストに掲載するにふさわしくない事実が判明した場合、また、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱にある違反行為等調査兼報告書が提出された場合は、水道局が事実確認を行ったうえで、修繕対応事業者の登録を抹消する場合があります。

「修繕の依頼をしたが、職人が出払っていてすぐには行けない。と断られた。」「たった30分の工事で、2万円の請求は高すぎる。」など、水道利用者からの一方的な苦情もあります。水道局に苦情が入った場合、まずは、水道局で双方から事実確認をします。状況に応じて水道利用者に対して修繕対応事業者から苦情の対応していただき、場合によっては報告書を提出していただきます。

Q10 応募して修繕対応事業者として登録した後に、都合により辞退したい場合、どのように手続きしたらよいですか？また、指定工事事業者としてペナルティーはありますか？

A10) 登録辞退届出書(辞退する理由)を提出し、登録通知書を返納してください。

指定工事事業者としてのペナルティーはありません。